

(土地所有者が死亡し管理者が定められている場合の境界立会)

申 述 書

令和 年 月 日

碧 南 市 長 殿

申述人
(管理者)

印

土地の所在

被相続人

相続人

記

碧南市所管公共用地境界確認につき、相続人全員が立ち会うところではありますが、当該土地は相続人全員の合意により相続人の中から管理者を定めておりますので、他の相続人を代表して管理者が立会を行います。

よって、管理者が一切の責任を負いますので、他の相続人から異議を申すことはありません。もし、異議を申す者がいまでも管理者の方で対処しますので、ご迷惑をおかけ致しませんことを申し述べます。